

インフルエンザサーベイランス について

(現行)

新型インフルエンザ等対策特別措置法

(第6条)

2 政府行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

二 国が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等及び感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に変異するおそれが高い動物のインフルエンザの外国及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集

(議論すべき事項)

政省令・告示事項

なし

新型インフルエンザ対策行動計画

【主要7項目 ②サーベイランス】(p16)

○また、鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスを行い、これらの動物の間での発生の動向を把握する

新型インフルエンザ等対策行動計画

<検討事項>

○動物のサーベイランスについて

新型インフルエンザ対策ガイドラインの見直しに係る意見書(サーベイランスに関するガイドライン)【今後の検討課題】(p25)

○集団発生に対するサーベイランス(クラスターサーベイランス)については、発生の早期探知等を行う上で有効ではあるが、実施に当たっては現場において集団発生を把握する方法や報告の体制など、整理すべき問題点が残されていることから、今後の検討課題とする。

新型インフルエンザ等対策ガイドライン

<検討事項>

①動物のサーベイランスについて

②集団発生の探知について

1. 参考資料4「新型インフルエンザ対策ガイドラインの見直しに係る意見書」(以下、「意見書」という)のとおり、サーベイランスガイドラインを新設してはどうか。
2. なお、その際、特措法に定められた、動物(鳥類、豚)のサーベイランスについて、ガイドラインに記載をしてはどうか。
3. さらに、「意見書」で検討課題となっていた集団発生の把握について、ガイドラインに体制整備等について記載をしてはどうか。

1. 新型インフルエンザ対策ガイドラインの
見直しに係る意見書に基づく
「サーベイランスに関するガイドライン」
の新設について

新型インフルエンザ対策ガイドラインの見直しに係る意見書の概要

(5. サーベイランスに関するガイドラインについて)

5. サーベイランスに関するガイドライン(新設)について

<行動計画の改定のポイント>

- 平時からのサーベイランス体制の確立
インフルエンザ患者や入院患者の発生動向、学校における発生状況等
- 発生時のサーベイランスの追加・強化
新型インフルエンザ患者の全数把握、学校における発生状況の把握の強化等

○ 平時からのサーベイランス体制の確立(p.17-20)

通常の季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザに対応するため、平時から実施するサーベイランスについて、目的、実施方法、実施時期等を明示

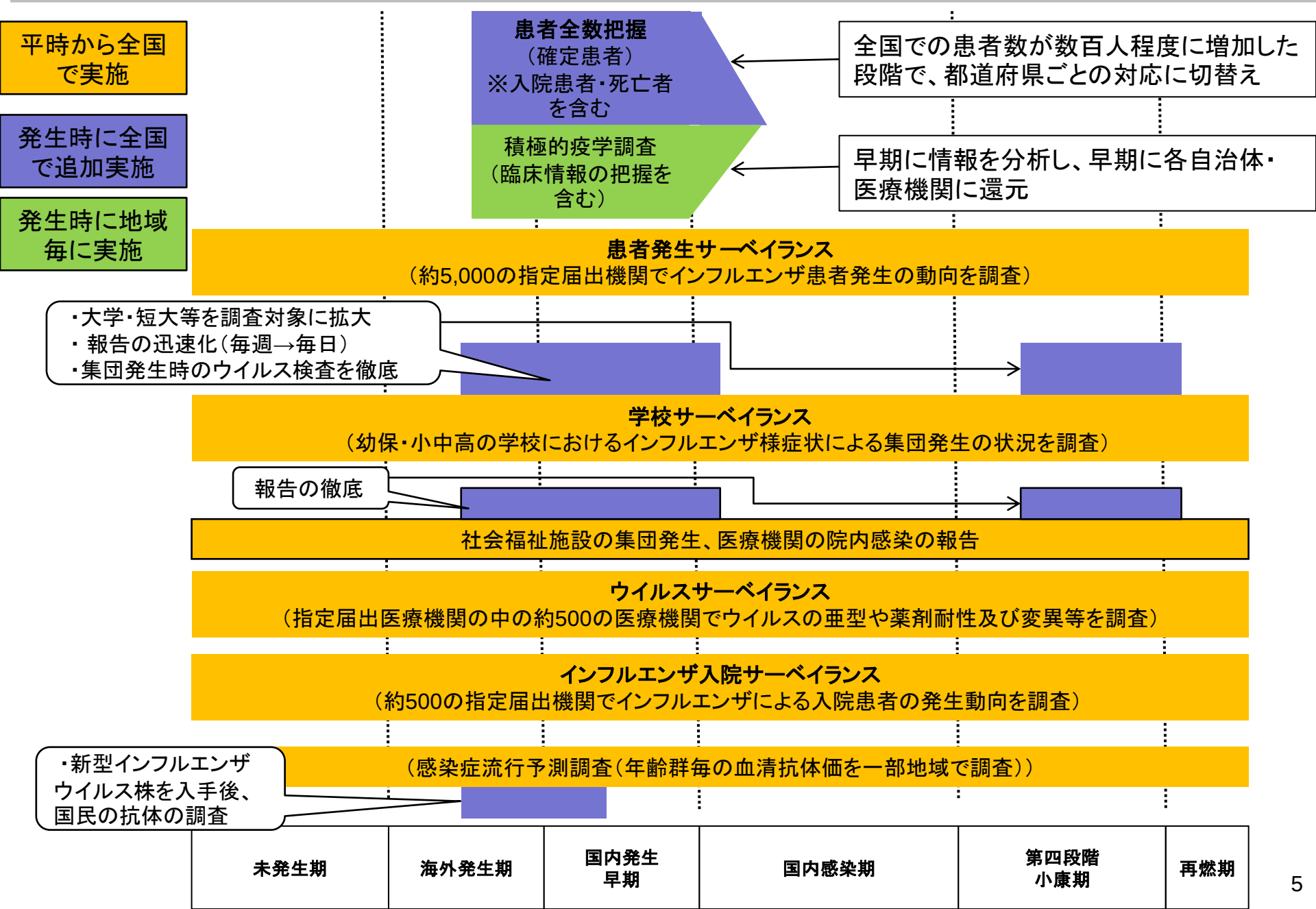
- ・患者発生サーベイランス(約5,000の定点医療機関によるインフルエンザ発生動向の把握)
- ・ウイルスサーベイランス(約500の定点医療機関からのインフルエンザウイルスの分析)
- ・入院サーベイランス(約500の基幹定点医療機関による入院患者の発生動向・特徴の把握)
- ・学校サーベイランス(全国の全ての幼保、小中高等における臨時休業の情報収集)
- ・感染症流行予測調査(国民の各年代の血清抗体調査)
- ・その他、地域ごとの実情に応じたサーベイランス

○ 発生時に追加・強化するサーベイランスの実施方法等を明示(p.20-24)

新型インフルエンザ発生時に追加・強化するサーベイランスについて、目的、実施方法、実施期間等を明示

- ・新型インフルエンザ患者の全数把握(確定患者・疑似症患者の届出基準を例示、国内患者数百例等まで実施)
- ・学校サーベイランスの強化(国内発生早期等において、報告対象を大学等に拡大するほか、ウイルス検体を採取して亜型を分析)
- ・ウイルスサーベイランスの強化(平時の対象に加え、全数把握患者(地域発生早期まで)、学校等での集団発生、重症患者等のウイルスを分析)
- ・積極的疫学調査の実施(感染経路、患者の基礎疾患・症状・治療経過、接触者等の調査)
- ・その他(死亡・重症患者の把握、患者の臨床情報の分析 等)

新型インフルエンザ対応のサーベイランスのイメージ（「意見書」に基づく）



(参考1) 季節性インフルエンザに対する主なサーベイランス

患者発生サーベイランス(5,000定点医療機関から報告)

インフルエンザの流行の動向(流行期入り、流行のピーク等を過去や都道府県別に比較)把握を目的。都道府県別の定点報告数を厚生労働省及び国立感染症研究所から、毎週公表。昭和56年より開始し、平成11年から、法に基づく事業として位置づけ。通年実施。

ウイルスサーベイランス(500定点医療機関から報告)

国内で流行するインフルエンザウイルスの型、ウイルス性状(薬剤耐性等)の変化の監視を目的。国立感染症研究所から、毎週公表。昭和56年より、予算事業として通年実施。

学校サーベイランス(インフルエンザ様疾患発生報告)

全国の全ての保育所、幼稚園、小・中・高等学校の休業状況を把握し、感染拡大の探知を目的。

都道府県別の休校、学年・学級閉鎖の施設数及び患者数を、厚生労働省が収集し、毎週公表。昭和48年より課長通知に基づき、9月～3月のシーズン中に実施。

インフルエンザ入院サーベイランス(500定点医療機関から報告)

重症者の発生動向の把握を目的。入院患者の年齢階級別の入院時対応について、厚生労働省から、毎週公表。平成23年9月より、省令に基づく事業として位置づけ。通年実施。

※ 上述以外に、血清抗体価の調査として「感染症流行予測調査」や、「抗インフルエンザ薬耐性株サーベイランス」などを実施している。

(参考2) 定点医療機関について

患者定点の設置基準

省令で規定

- ・ 患者数が多く、全数を把握する必要がない感染症は、定点医療機関からの報告により発生動向を把握
- ・ 届出を担当する定点医療機関(病院及び診療所)は、都道府県が指定(指定届出機関)
- ・ 指定届出機関は、保健所管内の人口、医療機関の分布等を勘案し、可能な限り無作為に抽出

【小児科定点】 小児科医療機関から指定 約3,000ヶ所

【インフルエンザ定点】 小児科定点に加え、内科医療機関から指定 約5,000ヶ所

【眼科定点】 眼科医療機関から指定 約700ヶ所

【性感染症定点】 産科、婦人科、産婦人科、性病科、泌尿器科、皮膚科医療機関から指定
約1,000ヶ所

【基幹定点】 内科及び外科の診療科を持つ300床以上の病院を、2次医療圏毎に
1ヶ所以上指定 約500ヶ所

病原体定点の設置基準

局長通知による予算事業

- ・ 患者発生サーベイランスで報告された患者の検体の提供を受け、病原体の動向を監視
- ・ 患者定点として選定された医療機関の中から、都道府県が選定
- ・ 小児科病原体定点(約300ヶ所)、インフルエンザ病原体定点(約500ヶ所)、眼科病原体定点(約70ヶ所)
基幹病原体定点(約500ヶ所)がある

2. 動物のサーベイランスについて

特措法におけるサーベイランスについて

平成24年5月11日に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等に変異するおそれが高い動物のインフルエンザの外国及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集をするよう求めている。

【特措法 第6条】

第6条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする。

2 政府行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

二 国が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等及び感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に変異するおそれが高い動物のインフルエンザの外国及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集



鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスの情報収集及び分析体制を整備する必要がある。

新型インフルエンザ対策行動計画への追記(案)

【②サーベイランス】(行動計画の主要7項目(p16))

○また、鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスを行い、これらの動物の間での発生の動向を把握する

上記に加え、以下のとおり、各省が得た情報の共有、集約化を図ることとして、以下のとおり行動計画に加えて記載をしてはどうか。

追記(案)

【サーベイランス・情報収集】(未発生期(p29))

○鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、各省連携の下、得られた情報の共有・集約化を図り、もって新型インフルエンザの出現を監視する。(厚生労働省、農林水産省、環境省)

【サーベイランス・情報収集】(海外発生期(p40))

○引き続き、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、各省連携の下、得られた情報の共有・集約化を図り、もって新型インフルエンザの出現を監視する。(厚生労働省、農林水産省、環境省)

以下のとおり各省が得た情報の共有、集約化、及び一元的な分析・評価が可能な連携体制を整備することとし、以下のとおりガイドライン意見書に加えて記載してはどうか。

追記(案)

●(1)総論(p17)

○鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランス
関係省庁等の連携の下、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、得られた情報の共有・集約化を図り、もって新型インフルエンザの出現を監視する。

●(2)各論 ア. 平時から継続して行うサーベイランス(p20) →次ページ参照

(キ)鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランス

関係省庁等の連携の下、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスに関してそれぞれが得た情報を共有・集約化し、新型インフルエンザの出現の監視に活用するために、国立感染症研究所において分析評価を実施する。

また、鳥類・豚インフルエンザウイルスサーベイランスに関する関係省庁連絡会を適宜、開催し、情報共有ならびに意見交換を実施する。

{各省庁の主な取り組み}

○感染症流行予測調査事業(厚生労働省)

協力可能な都道府県が管内のと畜場において豚のサンプルを採取し、インフルエンザウイルスの分離・亜型の同定を行う(原則、通年)。結果は、国立感染症研究所が取りまとめる。

○家きん及び豚の飼養農場におけるサーベイランス(農林水産省)

家きんについては、都道府県において鳥インフルエンザの発生予察のため、血清抗体検査等を実施。また、豚については、都道府県が行う病性鑑定の中でA型インフルエンザウイルスの検査を実施。

○野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスのサーベイランス(環境省)

都道府県、大学等の関係機関との連携・協力のもと、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(平成23年9月)に従い、死亡野鳥及び秋冬に飛来するガンカモ類の糞便から検体の採取を行い、高病原性鳥インフルエンザウイルス保有の有無をモニタリングする。

3. 集団発生の探知について

新型インフルエンザ対策ガイドラインの見直しに係る意見書(今後の検討課題)

(5. サーベイランスに関するガイドラインについて)

○集団発生に対するサーベイランス(クラスターサーベイランス)については、発生の早期探知等を行う上で有効ではあるが、実施に当たっては現場において集団発生を把握する方法や報告の体制など、整理すべき問題点が残されていることから、今後の検討課題とする。



集団発生の把握のため、季節性インフルエンザに対しては、学級閉鎖等を対象とした全国の全ての幼保、小中高等に報告を求める学校サーベイランスを行っている。

新型インフルエンザ発生時には、この取り組みを強化・徹底して、早期対応のための探知に役立てることが重要である。

そのためには、平時から感染症発生動向について、地域ごとに異常を探知できる情報収集及び分析体制を整備し、早期対応に役立てられるよう準備しておくことが不可欠であり、その重要性をガイドラインに記載してはどうか。

新型インフルエンザ対策ガイドライン意見書(サーベイランス)への記載(案)

平時より集団発生状況等について地域ごとの分析体制を構築していく必要性を以下下線のとおりガイドライン意見書に加えて記載をしてはどうか。

追記(案)

●総論(地域ごとの実情に応じた情報収集)(p16)

○更に、必要に応じ地方自治体、医療機関や学会等の協力を得て、個別症例について症状や治療経過、集団発生状況等の情報を収集するとともに、平時より情報分析体制を整備し、早期対応に役立てる。

●総論(まとめ)(p16)

○以下、国全体の状況を把握するために必要なサーベイランスを中心に記載するが、地域においては、必要性に応じて、関係者の協力を得て、よりきめ細かなサーベイランスを実施することが可能であり、それにより得られた情報も、地域での新型インフルエンザ対策に活用する。そのことから、地方自治体においては、平時より関係機関と連携し、感染症の情報収集及び分析を行える体制強化に努め、早期対応ができるように準備することが重要である。

●各論 — 平時から継続して行うサーベイランス 地域ごとの実情に応じたサーベイランス(p20)

○地域的な状況の把握のための地域の独自の取組として、厚生労働省が規定する定点医療機関に加えてそれ以外の医療機関の状況を把握することや、独自のネットワークにより厚生労働科学研究班と連携した情報収集を行うことも、流行情報の総合的な評価や地域の早期探知のために有用である。このため、平常時よりこれらのネットワーク活動を地域の実情に応じて研究・検討するとともに、情報分析体制を整備し、早期対応ができるように準備することが重要である。

(参考) 集団発生の早期探知に関するサーベイランスについて

【平時】

<学校等>

毎年9月～3月を目途に実施

1週間毎の報告

保育所: 約2万施設、約210万人

幼稚園: 約1万施設、約160万人

小学校: 約2万施設、約700万人

中学校: 約1万施設、約360万人

高校: 約5千施設、約340万人

その他(高等専門学校など)

※ 地域の初発はウイルス検査を実施

即日報告化

短大・大学の追加

<社会福祉施設(保育所除く)>

・一週間内に、以下を満たせば随時報告

死者・重篤患者: 2名以上、ないしは、

患者: 10名以上または利用者の半数以上

・約3万施設、在所者数: 約60万人

老人福祉施設・障害者支援施設など

報告の徹底

<医療機関>

施設内で集団発生が生じた場合、保健所への連絡

報告の徹底

【新型インフルエンザ発生時の強化・徹底】

<学校等>

発生時に期間限定で実施

即日の報告

保育所: 約2万施設、約210万人

幼稚園: 約1万施設、約160万人

小学校: 約2万施設、約700万人

中学校: 約1万施設、約360万人

高校: 約5千施設、約340万人

その他(高等専門学校など)

<追加>

大学: 約800施設、約290万人

短大: 約400施設、約16万人

※ できる限りウイルス検査を実施

<社会福祉施設(保育所除く)>

・一週間内に、以下を満たせば随時報告

死者・重篤患者: 2名以上、ないしは、

患者: 10名以上または利用者の半数以上

・約3万施設、在所者数: 約60万人

老人福祉施設・障害者支援施設など

※ できる限りウイルス検査を実施

<医療機関>

施設内で集団発生が生じた場合、保健所への連絡

※ できる限りウイルス検査を実施